

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 訂 正

- 第4459号の訂正【教育委員会事務局指導部指導第一課】 3

北九州市告示第127号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成27年北九州市告示第444号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年7月23日

北九州市長職務代理者

北九州市副市長 梅本和秀

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
北九州市小倉北区浅野三丁目2番622及び2番623の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和元年	4 4 5 9	3	上から7行目	S D G s	S D G